

【留意事項】

本プロポーザルは、外国語指導助手派遣業務に係る津山市の令和5年度予算の成立を前提に、年度開始前の準備行為として行うものであるため、本業務に係る予算が成立した場合には、選定事業者と令和5年4月上旬（予定）に契約を行うこととする。予算が成立しなかった場合は、本プロポーザルの企画提案による委託業務の契約を行うことができないため、留意すること。また、予算案の減額があった場合は、仕様等を変更する場合がある。

なお、上記により、プロポーザル参加者又は業務委託候補者において損害が生じた場合にあっても、市はその損害について一切負担しないものとする。

外国語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、外国語指導助手派遣業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 業務名称 | 外国語指導助手派遣業務 |
| (2) 業務内容 | 外国語指導助手派遣業務仕様書による |
| (3) 業務期間 | 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで |

3. 見積上限額

127,200,000円（各年度42,400,000円）

※消費税額及び地方消費税額を含む。

4. 実施形式

公募型プロポーザル（企画提案方式）

5. スケジュール

令和4年11月24日（木）：実施要領の公表（ホームページ）

令和4年12月5日（月）17時15分：質問提出締切

令和4年12月9日（金）：質問回答予定（ホームページ）

〃 : 参加申込受付開始

令和4年12月21日（水）17時15分：参加申込締切

令和4年12月26日（月）：第2回審査委員会（参加資格の確認・結果通知）

令和5年1月10日（火）17時15分：企画提案書等の提出締切

令和5年1月中旬 : 第3回審査委員会（プレゼンテーション審査）

令和5年2月上旬 : 審査結果通知

6. 参加資格

応募事業者は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成25年津山市告示第85号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。また、指名停止要綱に基づく指名停止等の基準に該当していないこと。なお、公募開始の日から、結果通知の日までの間に上記に該当する場合は、参加資格を失うものとする。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税、岡山県税、津山市税並びに応募事業者（受任者がいる場合は受任者）の属する都道府県税、市町村税を滞納している者でないこと。
- (6) 過去3年間（令和2年度から令和4年度まで）に学校教育での外国語指導業務の派遣契約の実績があり、適正に履行していること。

7. 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第6号）により、E-mailで提出すること。E-mail以外の方法による質問は受付しない。なお、質問書をE-mailで送信した場合には、必ず電話で受信の確認を行うこと。

- (2) 提出期限 令和4年12月5日（月）17時15分まで（必着）
- (3) 提出場所 津山市教育委員会 学校教育課の代表 E-mail
E-mail:gakkyou@city.tsuyama.lg.jp
- (4) 回答日時 令和4年12月9日（金）15時
- (5) 回答方法 津山市公式ウェブサイトにて公表
URL : <https://www.city.tsuyama.lg.jp/unit.php?id=146>

8. 参加申込・参加承認

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び津山市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

なお、本プロポーザルに関する実施要領等の資料は、津山市公式ウェブサイトにおいて、公表する。市担当者による資料の郵送や配布は行われないため、ウェブサイトからダウンロードして使用すること。

ア 外国語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書

(様式第1号)

イ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書(様式第2号)

ウ 委任状(必要に応じて。様式第3号)

エ 法人の国税の納税証明書の写し

(申請日から3ヶ月以内に発行されたもの)

オ 法人の岡山県税の納税証明書(応募事業者の属する都道府県税の納税証明書)の写し

(申請日から3ヶ月以内に発行されたもの)

カ 法人の津山市発行の市税等納税証明書(応募事業者の属する自治体の市税等納税証明書)の写し

(申請日から3ヶ月以内に発行されたもの)

キ 登記事項証明書(現在事項証明)の写し

(申請日から3ヶ月以内に発行されたもの)

ク 財務諸表の写し(直近3年分の損益計算書及び貸借対照表)及び財務諸表に関する報告書(様式第5号)

ケ 営業実績書(様式第4号)

コ 見積書2部

(a) 見積額は本要領3見積上限額に示す金額の範囲内であること。

(b) 仕様書に基づき作成すること。

(c) 各年度の詳細な積算内訳書を添付すること。

(d) 見積書に押印する印鑑は会社印及び代表者実印とする。法務局等が証明する印鑑証明書を添付すること。

(e) 見積内容は、提案書と同一のものとし、相違するものは認めない。

(f) 見積書に記載する見積額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

(g) 見積額が異常に少額である等、本委託業務の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合がある。

(2) 提出期限 令和4年12月21日(水)17時15分時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留又は簡易書留)の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

- (4) 提出場所 津山市教育委員会学校教育課
〒708-8501 岡山県津山市山北520
TEL (0868) 32-2115 FAX (0868) 32-2157
- (5) 参加承認
参加資格については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、E-mail 及び郵送にて、令和4年12月26日（月）に参加の可否を送付する。

9. 企画提案書提出期日及び作成方法

参加を承認され、プロポーザル審査に参加しようとする者は、企画提案書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年1月10日（火）17時15分まで（必着）
(2) 提出方法
持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。
(3) 提出場所 津山市教育委員会学校教育課
〒708-8501 岡山県津山市山北520
TEL (0868) 32-2115 FAX (0868) 32-2157
- (4) 作成方法
提案書10部
(a) 50ページ以内とし、A4縦型、横書き、左綴じで作成のこと。
(b) 以下の項目について記載すること。
(提案書記載事項)

- i 会社概要（会社経歴、経営理念、業務内容、営業担当者への信頼度）
- ii ALTの採用・研修
(ALTを採用する採用基準、重点項目、体制、方法、スケジュール、ALTの研修体制、期間、内容等)
- iii 研究開発
(授業づくり・教材の提供、授業見学によるALTへの指導、現場担当教員へのヒアリングの有無、ICT機器の活用)
- iv ALTの管理体制
(ALT管理体制提示の有無、担当支店の所在地、即応性、ALTのサポート体制)
- v リスクマネジメント
(危機管理マニュアルの有無、緊急時の対応体制等、関係法令の遵守)
- vi その他（特筆的提案（事業者によるその他提案事項）

10. 審査方法

津山市外国語指導助手派遣業務プロポーザル審査委員会を設置し、参加資格ありと認められた者に対して、企画提案については対面によるプレゼンテーション等を実施する。
「審査基準」に基づき審査し、最優秀提案者を特定する。

11. 審査基準及び配点

本プロポーザルは別紙の審査基準に基づき審査する。

12. 審査結果

審査の結果については、以下のとおり審査を受けた者に対して通知する。

- (1) 通知方法 審査の結果は書面により通知する。
- (2) 通知時期 令和5年2月上旬

なお、候補者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

13. 契約

最優秀提案者と、契約に係る協議を行い、津山市の令和5年度予算の成立後、手続きを行う。協議により、最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

14. 情報公開

審査の結果については、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）
- (2) 評価順位及び点数
- (3) 見積金額（最優秀提案者のみ）

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

15. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類等は、返却しない。
- (2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

16. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により、辞退の旨を担当課あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ プレゼンテーション等による審査を欠席した場合

カ 審査基準で設定する、最低基準点を下回った場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 審査において最優秀者の評点が同点の場合においては、当該者にくじを引かせ最優秀提案を選定する。

また、応募が1事業者であっても審査を行い、配点の満点中6割以上を獲得し、津山市外国語指導助手派遣業務プロポーザル審査委員会が適切な事業者と判断した場合は、業務委託候補者とする。

(6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

17. 問合せ先

津山市教育委員会学校教育課

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL (0868) 32-2115 FAX (0868) 32-2157

E-mail : gakkyou@city.tsuyama.lg.jp 担当者：吉田